

第11期滋賀県人権施策推進審議会第2回会議 概要

日時：令和4年2月10日（木）10:00～12:05

場所：滋賀県庁北新館5階 5-B会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

植村小夜子、木村登代美、久保田昇志、坂元茂樹、末松史彦、杉山佐枝子、田村和宏、日野貴博、本田智見、明瀬葵衣

2 議題

令和3年度人権に関する県民意識調査について

3 議事

◎開会

◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中10名出席

（うち3名（植村委員、杉山委員、日野委員）はWeb会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

◎資料の確認

議題 令和3年度人権に関する県民意識調査について

<資料1～3および参考に基づき、事務局より説明>

事務局

ご審議いただく前に、本日欠席の委員より事前に3点のご意見をいただいているので、紹介させていただきます。

1点目のご意見は「30歳代が人権に関する法律や条例を知らないと回答した比率や、住宅を選ぶ際に忌避する条件の各項目で「避ける」と回答した比率が高いこと、それからヘイトスピーチがよくないと回答した比率や啓発活動への接触状況が他年代より低いことなどから、30歳代が抱える課題が何かあるのか深める必要があると思う」というもので

ある。

2点目のご意見は「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、アンケートの内容がいずれも差別的な言動や誹謗中傷に関する項目になっていると思うが、人権問題という場合、生活、教育、医療、就労等における格差が大きな問題であり、全体的に意識の問題に偏っていないか検討が必要であると思う」というものである。

3点目のご意見は「自由記述に「年代が高いほど差別意識があるように感じる」が7件あったが、アンケート結果を見ると、先程の30歳代に関する意見とも関わるが、若い年代への働きかけをどうしていくのかが問われていると思う」というものである。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえて、皆様からのご意見、ご助言をいただきたいと思う。

先程の欠席委員からの30歳代に関するご意見、また若い年代への働きかけに関するご意見について、私も20～30歳代の若い世代の人権問題に対する忌避意識が非常に高まっており、深刻に受け止めている。滋賀県の今回の調査でもその傾向が間違いなく見て取れると考えており、大学における人権教育、あるいは高校における人権教育のさらなる充実化の必要性があるということが、調査結果にはっきり出てきている。その点について事務局の方からもコメントをいただければと思う。

もう1点、滋賀県調査と法務省調査の意識の違いに関しては、東日本は同和問題が顕著な形で現れることが比較的少なく、西日本を含めた全国平均で見るとこのような結果になる、ということにご留意いただきたいと思う。部落差別解消推進法の認知度も全国では8.7%であるが、滋賀県では30%を超えており、京都府でも21%ということで、やはり西日本の自治体の住民ほど、同和問題を身近で重要な人権問題であると考えていることが分かり、この傾向は今回の調査でもはっきり表れているのではないかとと思われる。

皆様からも何かご意見、ご感想などはあるか。

委員

全体を通して啓発活動を行うことが重要であるということが書かれていることが多いが、欠席委員のご意見にもあったように、若者への啓発をどのように行っていくのかが重要であると思うので、どのような形で啓発を行っているのかを伺いたい。私個人としては、周囲の人から駅の広告などは見ることが多いと聞くことがあるので、そうしたところで広告を大きく表示してみたり、あるいはインスタグラムやツイッターなどで情報発信をしてみてもどうか。また、若者については年代が若いほど学校教育よりは自分の「推し」やインフルエンサーなど、自分の好きな芸能人や有名人の言うことに影響を受けることがとても多いと感じる。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関しても、国がユーチューバ

一とコラボして動画で情報発信をしているのを見たが、そういうものが若者に情報を届けるという意味で一番効果的ではないかと思う。

こうした考えを踏まえて、人権施策推進課ではどのような対策をとっているのかをお伺いしたい。

事務局

先程も年代ごとに各媒体への接触状況に差が出ているとご説明したが、今回の調査実施前からそうした傾向があることは我々も気付いていた。そのため、今お話しいただいたような若者向けの啓発について、デジタルを活用したものを強化していこうということで、現在もインターネットや YouTube で広告を出しているが、これをInstagram等にも拡大していこうということで、来年度予算を要求しているところである。

また、駅の広告についても、既に昨年度から JR 西日本に協力いただき、デジタルサイネージへの広告掲出を実施しているので、そうしたものも活用していきたいと考えている。

若者向けの啓発については、以前にもご指摘をいただいたことがあり、県内の各大学でサークルリーダーの集まり等の様々な機会を利用し、年2回、県から講師を派遣して人権について学んでいただく講座を実施している。そのような中で若者の心に響く、目に届く啓発を行っていききたいと考えている。

会長

私も大学の教職課程で人権教育の講義を担当していたが、ハンセン病の問題を取り上げた際、マツコ・デラックスさんや色々なアイドルグループの人が「差別はよくない」ということを発信している動画を流した。すると、そうした動画を流した後の講義は学生の食いつきがよかったので、今お話があったとおり、若者をターゲットにする時にはどのようなツールでやっていくのかということを考えていかなければならないと思う。

他方、今回の調査結果でもあったとおり、高齢者になればなるほどデジタルデバイスの問題があり、インターネットで情報にアクセスできないという問題もあるので、世代間の違いを考えながら啓発をするということも、とても重要であると思う。

滋賀県の三日月知事にもご参加いただいた人権教育啓発推進センターの「STOP！コロナ差別」の動画では、自治体の首長だけではなく、ピコ太郎さんをはじめ芸能人の方をたくさん起用して動画を作成し、関心を喚起した。やはりそういうものがないと、なかなか一般の方、特に若い人には関心を持ってもらえないのではないかということをおもい、今おっしゃったことは滋賀県の人権施策を推進する上で念頭に置かなければならない重要な点であり、駅での広告などは今後も継続していただければと思う。

他のご意見はいかがか。

委員

資料1の96ページ、問24の回答について、私自身が障害がある方の施設を運営している中で、障害者施設に対する差別がまだまだあると感じている。その中で、エの「近くに精神科病院や障害者施設がある」の回答について、特に104ページの年代別の結果では「“避ける”」と「“避けない”」がどの年代でも半々ぐらいになっているが、自分の経験では60～70歳代の方から心無い言葉をいただくことが度々あり、30～40歳代の比較的若い人には理解をいただいていると思っていた。そうではなかったということはこの結果で知り、ショックを受けている。

その上での質問であるが、「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」という回答について、なぜそう思うのか、理由を聞く機会があるのかどうかをお聞きしたいのが1点である。それと、「避けると思う」と答えた理由を知ることによって、誤解や偏見などに基づくものであるということが分かれば、そうした誤解などをどうすればなくすことができるのか。「避ける」という理由を知ることによって、県の障害福祉課等の行政の担当課で取り組めることがあり、また市町でも取り組めることがあるのではないかと考えられるので、より具体的な啓発のヒントになるのではないかと思った。

事務局

ただ今のご質問については、調査には「避ける」と思う理由を聞く質問を設けておらず、また当課の所管事業の中では他に理由を聞くような調査は実施していないので、今回の調査でどのような思いで「避ける」と回答されているのかは不明である。

これらの質問は項目としては障害者や外国人等に関するものということになると思うので、調査結果をそれぞれの所管課に伝えた上で、今お話しいただいたようなご懸念やご指摘も伝えさせていただく。

委員

ぜひ、伝えていただきたいと思う。精神障害者の方や知的障害者の方については、今は地域生活への移行ということが大命題となっており、基本的に入所施設で生活している、あるいは病院に入院されている方は、地域での一人暮らしやグループホームでの生活を想定した支援計画に取り組んでいく、ということになっている。その中で実際に地域に移行しようということになった場合、例えば「うちの娘が被害に遭う」や「施設が通学路にあると怖い」というように、偏見や無理解による意見を言われることが多く、挙句の果てには「土地代が下がる」といったことも言われることがある。そうした中で、正しい理解をする機会がないということを感じるので、どのような啓発活動であれば壁を乗り越えて行けるのか、といったことは考えていく必要があると思う。

後、若者への働きかけについては、私も欠席委員と同様の感想を持っているが、具体的には小学校の教育から、どうやって障害のある子どもたちと一緒に交流したり仲良くした

りするのかということだけではなく、いじめの問題とも関わって、同じ人間としてどのように付き合ったり遊んだりするのかというベースがあった上で、介助しない、順位付けしない、あるいは除け者にしないということと同じ問題なのではないかと思っている。30歳代になぜ問題があるのかということは分からないが、若い年代への働きかけという点では、教育内容にも関連して議論したり工夫したりする必要があるのではないかと。

以前、滋賀県の「福祉読本」ということで、障害のない子どもたちが障害のある子どもたちのことを学ぶための教材を作ったことがあったが、そのようにきちんとツールを持った形で、小学校から差別のない考え方や付き合い方のようなものを醸成していく必要があるのではないかと思う。

会長

今、お二人から大変重要なお提言があった。私も調べ物をしている中で、2012年9月に「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見」というものを偶然見つけ、非常に考えさせられた。その意見とは、差別をなくすためには社会の中で共通の物差しを作る必要があるということで、「多くの国民は差別はよくないし差別をしてはならないと考えており、障害者にも理解を持って接したいと考えている。そこで、差別はよくないことだ」という国民誰もが持つ考えを形のあるものにして活かすためには、具体的に何が差別にあたるのか、共通の物差しを明らかにし、社会のルールとする」というものであった。障害者差別禁止条約で示されているインクルーシブ教育のことを考えると、委員からご指摘があったように、小学校から学ぶということは障害のある子どもにどのように接していけばよいかを学ぶよい機会になると思うので、そうした取組をやっていく必要があるのではないかと思う。

同和問題に関しても、大阪の調査では「なぜ同和地区を避けるのか」と尋ねると、自由記述欄で「みなし差別が怖い」として、「自分は被差別部落の出身者ではないのに、同和地区に住むと差別を受けることになる」ということを書く人がいる。それから土地問題ということもあり、「せっかく家を買ったのに、資産価値が下がるのは困る」ということを書く人もいる。

今、国のハンセン病施策検討会の中で一番悩んでいることは何かというと、「正しい知識があれば、差別や偏見を防止できる」ということで啓発をやってきたが、それが行動変容に結びついていないということである。結婚、就職など、具体的に自分の周囲で問題が生じた場合、「差別はよくない」と思っているにもかかわらず、実際にその思いに基づいて行動するのかというと、そうではないということである。

では、行動変容を起こすためには何をすればよいかということを考える必要があるが、例えば京都の世界人権問題研究センターの講座のワークショップでは、自分が差別する側や差別される側になることで気づきがあるのではないかという期待から、ロールプレイングを実施している。この問題については、人権施策に関わる人たちの知恵を結集し、知識

の後の行動変容に結びつける何かを作り出さないといけないだろう。

障害者の中には大きな声を出す人もおられるが、旅館業法の改正に関する国の会議で、障害者団体の人から「障害のある子どもがホテルで食事をする際、ホテルマンが子どもの前に座って子どもとコミュニケーション取っていると、その子どもは大きな声を出さずに静かに食事をして、他の客にも迷惑をかけなかった」という話を聞いた。このように、障害に理解のある人が傍にいれば、場面が変わると緊張して大声を出してしまうような障害のある子どもでも、静かに食事ができたということである。このお話から、やはり知識も必要であるということも感じたが、押し付けではない相手を思いやった行動をとれるかどうか、ということが一番大事なことではないか。

この辺りの問題については、我々が意識調査の結果の中でどういう形で県民にメッセージを出せるかということもあるが、分析資料内の表現等についても、何かご意見はあるか。

委員

資料1の32ページの「高齢者の人権について」であるが、70歳以上の回答率が高いということもあり、今回の調査では「情報を高齢者にわかりやすく伝えるための配慮が足りないこと」が50.3%で最も高くなっている。今は全国的に高齢者が増加しており、認知機能が低下する中で生活している人も増えているため、高齢者の人権に配慮する場合、こうした思いを持っている人が多くいるし、今後も増える可能性があるということを医療関係者や若者に周知し、高齢者への関わり方について啓発することも必要なのではないか。

今、「見る」、「話す」、「触れる」、「立つ」の4つの要素に基づく「ユマニチュード」の考え方が広がっているが、そうした相手をしっかり見て関わるという関わり方や、認知機能が低下している高齢者にどのように関われば落ち着いた対応ができるのか、といったことを周知していくことが、高齢者の人権擁護にあたって必要ではないかと思う。

さらに、先程から意見が出されているように、若者向けの方法や高齢者向けの方法、また学校や医療機関やなど、場面ごとにターゲットを絞った啓発が効果的ではないかと思う。

30歳代や50歳代といった年代に関しても気になるところがあり、厚生労働省の調査で日常生活における一般的な悩みやストレスを感じる人が多いとされている20～50歳代の年代層のメンタルケアについても考えながら、その人たちの人権を守り、また逆に人権侵害をさせないようにすることも考えることが必要ではないかと思った。

会長

大変貴重なご意見であると思う。自分も高齢者であるが、例えば電車の遅延証明書をスマートフォンで発行しますと言われてもどうすればよいのか分からないことがあり、高齢者は完全に置いてきぼりになっていることを実感することがある。

年代については、最近雑誌で50歳代には友人が一人もいない人がいる、という記事を見て驚いたことがあったが、人権とはやはり人間との関わりの中で生まれるものであるため、

人間関係が希薄な人にとっては、人権を考えるということはあまりない。そういう状況があるということで、非常に深刻であると感じている。

私の方からは資料の表現について、資料3の11ページに「人権の尊重は「誰一人取り残さない社会」の実現のために欠かせないものであるため」という記述があるが、「誰一人取り残さない社会」とはSDGsの理念であるため、「SDGsの「誰一人取り残さない社会」」という形に修正してもよいのではないかと思う。

また、6ページの「インターネット上の人権侵害」から7ページの「同和問題（部落差別）の解決方法についての考え方」への繋がりについて、同和問題に関するインターネット上の人権侵害で一番多いのは同和地区名の摘示である。平成30年の法務省人権擁護局調査救済課長の依命通知では、この問題を民法の不法行為よりもかなり広い範囲で捉えており、同和地区名の摘示を違法行為であるとしているので、6ページで同和地区名の摘示に関する国や自治体の考えに少し触れてもらえると、7ページにも上手く繋がるのではないかと思う。

他のご意見はいかがか。

委員

施策を考える上でのアイデアということであるが、先程会長からもご指摘のあったとおり、私も知識と行動にギャップがあるということを強く感じている。例えば「こういうことを言うとセクハラになるかな」と言いながら発言してしまう人がいるが、知識として「これはセクハラになる」と分かっていたとしても、誰かを傷付けることには無自覚であったりすることがあるのではないか。

先程若者についての話もあったが、小学校や中学校では子どもたちが様々な人権に関する授業を受けており、よい作品や作文も作られている。しかし一方では、人間関係のトラブルや仲間外しなどが日常的に発生しており、学んだことと行動のギャップが深くなってきているのではないかという印象がある。施策のアイデア自体もそうであるが、なぜこうしたギャップがあるのかということ进行分析しながら施策を考えていくことが大事なのではないかと思った。

会長

非常に重要なご指摘であり、皆で考えなければならない大きな問題である。これまで一生懸命人権施策をやってきた成果を得たいと思うが、なかなかうまくいっていないのが現実であるので、そういう面からも今のご意見は重要であると思う。

世界人権問題研究センターでは京都府の高校からの依頼で講演を行っており、特にヘイトスピーチに関する講演を積極的に行っている。なぜかというと、排外主義的な運動を行っている人たちは高校までで教育歴を終えている人が多いため、そのような考えは間違いであるということを教職員の方に講演し生徒に教えてもらっている。自分たちも選んで日

本人に生まれてきた訳ではないし、他の国の人も同じである。そうした自らに責任がないことで非難されることを許せるのか、ということをお話していかなければならない。私自身、アメリカで生活していた時にこの人は間違いなく黄色人種が嫌いなのだな、という人に何度も出会い、黄色人種ということだけで冷たい扱いをされ、釈然としなかった。

このように、誰もが差別を受ける可能性があり、自分がしてほしいことを他人にしないということをお話することは非常に重要であるが、学んだことと行動のギャップがなぜ発生するのかということをお話していく必要があるだろうし、分析結果を施策に活かすことも必要ということである。

そろそろ予定の時間となったが、他にご意見はあるか。

委員

資料1の28ページの「女性の人権について」に関して、上位2つの回答が「家庭において「男は仕事、女は家事・育児」など男女の固定的な役割分担意識があること」と「社会において、家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会の仕組みが十分に整備されていないこと」となっている。このことに関して、自分が育児をする中で少し思うところがあり、先程の若者へのアプローチをどのように行うのかという話も交えた意見であるが、10代後半から20代前半という自分自身の価値観がある程度できてきている年代と、中学生・小学生以下の年代には別のアプローチが必要ではないかと思う。

教育の方でという話もあったが、小学校・中学校では多くの子どもたちが学校で一緒に過ごす中で、やはり学校は社会の縮図であり、その中で「社会とはこういうものなんだな」ということを学んでいってしまうことがある。例えば校長先生は男性であり、最近では女性もいるが、教頭先生も男性が多い。また、中学生になると生徒会長はほとんど男子生徒、副会長は女子生徒ということで、女性は支える側で一歩引くという雰囲気がある。そういうものを見聞きしていくと、「そういうものなんだな」と思って育ってしまうことがあると思うので、やはり子どもへの直接的な教育とは別に、義務教育の仕組みから大人がもう一歩踏み込んで行かなければならないのではないかと、ということが一点目の意見である。

もう一点、未就学児への教育に関して、幼稚園や保育園でも女の子はピンクのシール、男の子はブルーのシールを使う、というようなことを悪気なくやっていることがあり、そこはアンコンシャスバイアスに繋がりますよね、という話を保育士さんにしたところ、後で全て黄色のシールに変わっていたことがあった。このように一つひとつのことを「それでよいのかな」という視点をそれぞれの幼稚園や保育園でも持っていただきたいと思う。

保育士も一定の教育を受けて資格をとっておられ、理解されていると思うが、分かっているけれども自分の価値観でやっちゃっている部分があるので、未就学児・小学校・中学校という教育の積み重ねで大人になっていく中で、子どもに直接勉強させるということだけでなく、もっと他にできることがあるのではないかと、という意見がある。

会長

ただ今のご意見も非常に大事なことである。世界人権問題研究センターでは小学校の副読本の監修を依頼されることがあるが、男の子はズボン、女の子はスカートを履いているイラストが描かれているのを見ることがある。そうした固定観念的なイラストはやめて、女の子でもズボンを履いていてよいといった議論もしているし、若者は我々には想像もできないほど、性の多様性について丁寧に教えられている。他方、70歳以上の人については、話を聞いてもなかなか腑に落ちないというように、世代間のギャップが非常に大きいように感じているので、それぞれの人権課題について、皆さんからご意見があったように、アプローチの方法やツールを含めて考えていく必要があるのではないかと思う。

委員

今、委員から大変よいアドバイスをいただけたと思う。人権擁護委員は幼稚園児や小学校低学年の児童に対する啓発を行っているが、その中身は「仲良くしましょう」や「いじめはやめましょう」、「一人になっている子には声をかけてあげましょう」といったことばかりになってしまっているので、ご提案いただいた内容を啓発に取り入れていきたい。

会長

他にご意見はあるか。

委員

個人的な意見であるが、2点申し上げたい。

1点目は調査票の性別欄について、「答えたくない」という選択肢があるが、性自認がXジェンダーである人の場合、Xジェンダーと答えたいと思うので、「答えたくない」ではなく「その他」と表示するべきであると思う。

2点目は資料1の48ページの「LGBT等の人権について」に関して、LGBT等に限らず理解や認識が十分でないということがマイノリティの問題においては多いと思う。

このことに関する問題点としては、一人ひとりが発信しづらい環境が作られているということがあり、日常生活で自信を持てなかったり、何かあった時の救済措置が全くなかったりする。今回の調査ではアウティングに関する選択肢が新たに設けられたということであるが、アウティングを禁止する法律も条例もない状態で、守ってくれるものがほとんどない中では、「それはされることもあるだろうな」と思うし、アウティングが悪いことだと思わないということが一番大きな問題だと思う。

この問題を解決するには、先程お話のあったとおり知識と行動が重要ということになるが、知識としては「多様な人がいる」というだけでも十分であると思う。その上で行動については、性別は一人ひとり違うのだから、その人にとって何が嫌で何が不快か、ということ個別に聞いて対応しなければならない。そのため、知識としては「多様な人がいる」

ということだけを言う内容であっても、それ程悪い教育方法ではないのではないかと思う。

その上で、まずは相談する相手がいることが重要であり、相談相手がいないと孤独になってしまうという問題があると思うので、個人的な提案ではあるが、人権に関する相談資格などを設けてはどうか。相談を受けた人が守秘義務を守りつつ、相談者の上司や先生にきちんと困り事を繋げられるような仕組みづくりを考えなければならないのではないかと思う。

会長

人権相談事業は法務省も実施しているし、滋賀県をはじめ各自治体でも行われている。

守秘義務を守りながら相談に対応してくれる人がたくさんいると思うので、そういうところも利用していただければよいと思う。

世界人権問題研究センターには性の多様性に関する研究チームがあるが、そのチームリーダーの先生から教えてもらってすごいことだと思ったのは、今、地方自治体で実施されているパートナーシップ制度については、実施自治体数で見るとはそれ程多くないが、人口比で見ると全人口の41%にあたる自治体で実施されている、ということである。このように、見方によっては性の多様性に関して親和的な地域がかなり増えているというように思われるので、専門家による講演等では、世代別の生きづらさについても話をしてもらっているところである。

それでは、事務局においては、本日いただいたご意見を参考として、分析資料の修正を行い、今後の施策に活かしていただくようお願いする。また、分析資料の内容等について、本日ご発言いただけなかったご意見等がある場合は、2月15日を目途として、事務局にお知らせいただければと思う。その上で、最終的な分析結果の取りまとめについては、会長である私と事務局に一任いただければと思うが、よろしいか。

全委員

(異議等なし)

会長

ありがとうございます。それでは、本日の議事はこれで終了し、事務局に進行を引き継がせていただく。

(以上)